

第一百十六号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小池百合子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法」に、「法」を「旧法」に改め、イからニまでを削り、同項ホからレまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同項中ホからレまでをイからワまでとし、同表二十八の二の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）」を「東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第号）」に改め、同項ヘ中「別表四の項」を「別表一の項」に改め、同表二十九の五の三の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例（）」を「東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号。）」に改め、同表二十九の五の四の項、二十九の五の六の項、二十九の六の二の項、二十九の六の七の項、二十九の六の十二の項及び二十九の六の十六の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例」を「東京都保健医療局関係手数料条例」に改める。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第二条の表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。